

「コミュニケーション技能」及び「法学専門技能」の単位認定方法

「コミュニケーション技能」及び「法学専門技能」は、履修登録制限の範囲外の科目です。ただし、両科目の単位が認定されるためには、次の要件を充足する必要があります。

1 「コミュニケーション技能」の単位認定方法（配当学年：1年、2単位）

「コミュニケーション技能」は、実用英語技能検定2級以上、TOEFL(Internet-Based Total Score)56点以上、TOEICスコア550点以上、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及びハングル能力検定3級以上のうち、いずれかを取得し、かつ申請期限までに、「主催機関が発行した証明書・合格書等」の原本を添付の上、泉キャンパス学務係・土樋キャンパス教務課で手続をした場合に、コミュニケーション技能の単位を認定する。

2 「法学専門技能」の単位認定方法（配当学年：3年、2単位）

「法学専門技能」は、法学検定試験委員会が実施する『法学検定試験 スタンダード（中級）コース』に合格し、かつ申請期限までに、「主催機関が発行した証明書・合格書等」の原本を添付の上、泉キャンパス学務係・土樋キャンパス教務課で手続をした場合に、法学専門技能の単位を認定する。

なお、平成24年度以前入学生は、法学検定試験委員会が実施する『法学検定試験 アドバンスト（上級）コース』に合格し、かつ申請期限までに、「主催機関が発行した証明書・合格書等」の原本を添付の上、泉キャンパス学務係・土樋キャンパス教務課で手続をした場合に、法学専門技能の単位を認定する。

「卒業試験」の単位認定方法（平成29年度以降入学生）

「卒業試験」は、4年次になってから「卒業試験」を履修登録し、法学部が実施する「卒業試験」に合格することによって単位を修得することができます。もっとも、「卒業試験」は、学外の試験に合格することによっても、その単位が認定されます。

1 学外の試験の種類

「卒業試験」の単位が認定される学外の試験は、次の20種類です。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 土地家屋調査士試験
- (7) 不動産鑑定士試験
- (8) マンション管理士試験
- (9) 社会保険労務士試験
- (10) 公認会計士試験
- (11) 税理士試験
- (12) 知的財産管理技能検定1級
- (13) 知的財産管理技能検定2級
- (14) ビジネス著作権検定上級
- (15) ビジネス著作権検定初級
- (16) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- (17) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験

- (18) ビジネス実務法務検定試験 1 級
- (19) ビジネス実務法務検定試験 2 級
- (20) ビジネス実務法務検定試験 3 級

2 単位認定手続

1 で掲げた試験のいずれかに合格し、かつ申請期限までに、「主催機関が発行した証明書・合格書等」の原本を添付の上、泉キャンパス学務係・土樋キャンパス教務課で手続をした場合に、「卒業試験」の単位を認定します。

所定の試験に合格すれば、1 年生のときから、「卒業試験」の単位認定の申請をすることができますが、実際に単位認定されるのは 4 年生のときになります。

3 「卒業試験」と「法学専門技能」の関係

『法学検定スタンダード〈中級〉コース試験』に合格した場合、「卒業試験」または「法学専門技能」のいずれか 1 科目の単位認定の申請をすることができます。この場合、「卒業試験」に関する単位認定の申請を優先して下さい。